

令和8年度新潟県森林組合経営基盤強化促進業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度新潟県森林組合経営基盤強化促進業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日

3 調査の背景及び目的

本県は、県土の約7割を森林が占め、人工林を中心に森林資源が充実してきており、これらの資源の有効活用による林業の成長産業化と、適切な整備による森林の公益的機能の発揮が求められている。

こうした中、県では令和7年3月に新たな新潟県総合計画を策定し、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の推進により、森林の多面的機能が発揮され、森林資源を循環利用した持続的な産業の振興と山村地域の維持活動が順調に行われる姿を目指して取り組んでいる。

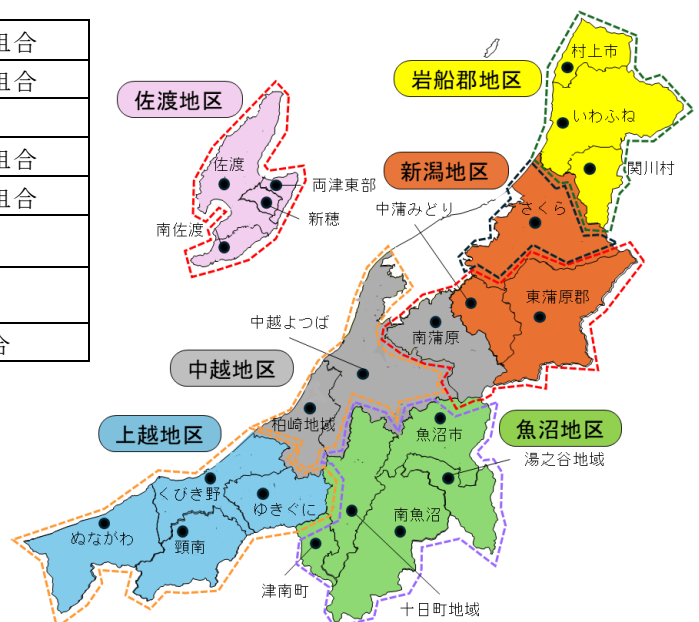
その中心的な担い手となるべき森林組合について、令和7年度に経営診断を行ったところ、経営基盤に様々な課題があることが明らかとなった。そこで、本業務により、それらの課題に対する解決策の提案や、県内6地区（岩船郡、新潟、長岡、魚沼、上越、佐渡）での合併や事業連携に資する取組を支援し、森林組合の経営基盤強化を促す。

4 業務内容

令和7年度に策定した「新潟県森林組合経営基盤強化基本構想」（別紙参照）の実現に向け、県内6地区に対し、以下の業務を実施する。実施に当たっては、随時、発注者及び対象となる森林組合の意向を聴取し、必要があれば業務内容について発注者と協議を行うこと。

県内森林組合一覧

岩船郡	村上市森林組合	上越	ゆきぐに森林組合
	いわふね森林組合		くびき野森林組合
	関川村森林組合		頸南森林組合
新潟	東蒲原郡森林組合	佐渡	ぬながわ森林組合
	さくら森林組合		両津東部森林組合
新潟・中越	中蒲みどり森林組合	佐渡	佐渡森林組合
	南蒲原森林組合		新穂森林組合
中越	中越よつば森林組合	佐渡	南佐渡森林組合
	柏崎地域森林組合		
魚沼	魚沼市森林組合		
	湯之谷地域森林組合		
	十日町地域森林組合		
	津南町森林組合		
	南魚沼森林組合		



(1) 経営基盤強化に向けたロードマップの作成指導

佐渡地区は合併、その他の5地区は合併又は事業連携による経営基盤の強化に向けて、各地区が開催する協議会への参加や森林組合への個別訪問、県地域機関担当職員との協議等を行い、中長期的な視点から段階的な進め方を整理した地区におけるロードマップの作成を指導し、初期に実施すべき具体的な取組につなげる。

(2) 課題解決に係る指導

各地区における合併や事業連携について、森林組合の役職員や一般職員等へのヒアリング、財務分析等により課題を明確化し、課題解決のための指導及び先進地視察を含む各種研修会の開催等を行う。

研修会の開催に当たっては、研修内容等について発注者に企画提案した上で、発注者が指定した県地域機関担当者と調整するものとする。研修会場の手配及び開催通知の発出、出席者の取りまとめ、当日の運営の補助は県地域機関担当者が行い、研修資料の作成や講師の手配、当日の運営は受注者が行う。

ア 指導 27回（佐渡地区12回、その他5地区各3回）

イ 研修会開催 6回（各地区1回）

5 実施体制

(1) 受注者は、契約締結後10日以内に実施スケジュール及び実施体制に関する書類を提出すること。

(2) 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。なお、監督員は、次に掲げる権限を有する。

ア 発注者の意図する成果品を完成させるための受注者又は受注者の作業責任者に対する業務に関する指示

イ 契約図書に記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

ウ この契約の履行に関する受注者又は受注者の作業責任者との協議

エ 業務の進捗の確認、契約図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

(3) 前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(4) 受注者は、本調査を実施するに当たっての作業責任者を配置すること。また、照査責任者を配置し、成果に対する十分な内部チェック体制を確保すること。

(5) 打ち合わせは、着手段階と、監督員から求めがあった場合に行うこと。打ち合わせ後に記録を作成し、監督員に速やかに提出すること。

6 参考資料

(1) 発注者は、令和7年度に実施した「新潟県における森林組合の経営基盤強化に向けた調査分析業務」の成果品及び本業務に必要な基礎資料を提供する。

(2) 受注者は、発注者が提供する資料のうち、通常公開されていない情報については、本業務遂行のためのみ利用するものとし、本業務と無関係の他者への譲渡並

びに本業務の遂行以外を目的としたデータ複製を禁止する。また、業務完了後、受注者は確実な方法により、当該情報を廃棄処分すること。

(3) 発注者が提供する資料以外で、次の公表資料も参照すること。

- 森林組合一斉調査

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sinrin_kumiai/

- 地域森林計画

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chisan/1294952436788.html>

7 成果品

本業務で作成した資料を次のとおり納品すること

- (1) PDF ファイル形式の電子データのほか、原稿を可能な限り Microsoft の Word、Excel、PowerPoint により作成し、それら原本ファイル及び資料内で使用したグラフ、画像、イラストデータについても別途フォルダに格納し、発注者が指定した方法により納品すること。
- (2) 納品する際は、ウイルスチェックを行い、ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等を発注者に報告すること。

8 成果品の納期限

令和9年3月12日

9 実績報告書及び検査

- (1) 納期限までに成果品を納品し、契約期間末日までに実績報告書を提出すること。
- (2) 実績報告書の提出後、発注者が実施する検査を受けること。検査に当たっては、発注者が指定する事業実施に関連する経理関係書類等（経費の集計表、経費支出を証する書類、業務日誌等）を用意すること。

10 その他

- (1) 受注者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、監督員の求めに応じて報告を行うこと。
- (2) 監督員は、業務の目的を達成するために必要な指示を行うものとし、受注者はこの指示に従うこと。
- (3) 本業務の成果品（電子ファイルを含む。）の所有権や著作権は、原則として全て発注者に帰属する。
また、発注者は、成果物等の全てについて必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。
ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は当該権利を独占的に使用できることとする。
- (4) 受注者は、本業務を遂行する上で知り得た情報等を第三者に漏洩してはならず、秘密を保持するとともに、本業務の目的以外に使用しないこと。
- (5) この仕様書に記載の無い事項については、発注者と受注者とが協議の上、決定するものとする。

新潟県森林組合経営基盤強化基本構想

1 基本構想の背景・目的

新潟県内の森林資源は成熟期を迎えているものの、長期にわたる木材価格の低迷により森林所有者の林業経営意欲は低下している。加えて、林業従事者の減少や高齢化も進行しており、適切な森林整備が十分に実施されていない状況にある。一方で、県産材需要は高まっているものの、森林組合では労働力不足や高性能林業機械等の導入遅れにより素材生産体制が脆弱であり、素材生産量は伸び悩み、需要に十分応えられていない。

県内の森林組合は、第1次から第6次までの森林組合広域合併計画の推進により組織再編が進み、現在は22組合となり、一定規模以上の経営体も増加している。しかしながら、毎年度事業損失を計上する組合が存在することも事実であり、県内森林組合を取り巻く経営環境は依然として厳しい。したがって、森林組合の経営基盤強化は喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、新潟県は令和7年度より「新潟県森林組合経営基盤強化促進事業」を開始し、全組合を対象に専門家による経営診断を実施した。その結果を基に、県内6地区ごとのシミュレーション報告を受けたところである。このシミュレーション結果を参考に、森林組合自らが経営基盤強化を目的とした地区構想を取りまとめ、「新潟県森林組合経営基盤強化基本構想（以下「基本構想」という）」として策定するものである。

2 現状認識

(1) 組合基本情報と素材生産量の推移 ※系統運動「Jforest 新潟県ビジョン 2030」調査より

項目		令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	
職員数（現場技能者を除く） （人）		173	173	169	166	164	
現場技能者数（人）		492	476	480	440	432	
新植面積（ha）		19.25	28.02	10.35	48.97	42.85	
間伐面積（ha）	（切捨）	250.78	327.02	327.57	335.37	283.07	
	（利用）	471.42	553.99	368.97	393.80	340.45	
素材生産量・ 林産事業量 （m ³ ）	（主伐）	A材	4,039	7,904	6,628	6,667	5,220
		B材	3,862	5,301	5,906	8,350	8,562
		C材	4,210	6,216	6,909	11,993	15,595
		主伐合計	12,111	19,421	19,443	27,010	29,377
	（間伐）	A材	8,859	13,616	12,016	8,571	7,918
		B材	12,261	11,738	10,754	8,585	9,953
		C材	27,749	27,206	23,196	21,396	25,499
		間伐計	48,869	52,560	45,966	38,552	43,370
		その他（屋敷林、工事に伴う 伐採等）	13,557	13,410	6,804	8,357	9,434
		合計	74,537	85,391	72,213	73,919	82,181
販売事業量（m ³ ）※林産事業量との重複除く		8,312	6,749	8,209	6,131	4,175	
林産・販売量のうち連合会を通じた販売量（m ³ ）		32,111	26,730	23,833	25,786	29,699	
森林施業プランナー認定者数 （人）		46	46	47	46	47	

(2) 損益の推移

(単位:千円)

事業項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指導	収益	21,895	21,804	22,619	23,616	22,917
	費用	30,834	29,695	33,081	35,220	33,111
指導利益		▲8,939	▲7,891	▲10,462	▲11,604	▲10,194
販売	収益	754,912	1,073,482	974,569	977,794	1,011,345
	費用	637,519	881,609	755,393	830,331	849,907
販売利益		117,393	191,873	219,176	147,463	161,438
加工・ 特産	収益	3,164,908	3,058,919	3,172,876	2,968,085	2,812,148
	費用	2,992,976	2,806,971	2,946,238	2,779,750	2,757,142
加工利益		171,932	251,948	226,638	188,335	55,006
購買	収益	91,047	83,126	76,119	83,234	75,650
	費用	80,255	70,063	65,587	70,933	64,199
購買利益		10,792	13,063	10,532	12,301	11,451
森林 整備	収益	2,990,532	2,996,335	2,834,977	3,055,548	3,193,310
	費用	2,121,806	2,162,533	2,088,238	2,200,316	2,335,209
森林整備利益		868,726	833,802	746,739	855,232	858,101
金融	収益	123	54	36	7	18
	費用	74	43	32	22	24
金融利益		49	11	4	▲15	▲6
合計	事業総 収益	7,023,417	7,233,720	7,081,196	7,108,284	7,115,388
	事業総 費用	5,863,464	5,950,914	5,888,569	5,916,572	6,039,592
事業総利益		1,159,953	1,282,806	1,192,627	1,191,712	1,075,796
事業管理費 (うち人件費)		1,080,179 (779,340)	1,084,876 (820,909)	1,080,743 (781,258)	1,077,511 (778,014)	1,113,137 (802,642)
事業利益		79,774	197,930	111,884	114,201	▲37,341
事業外損益		68,145	22,681	23,763	16,206	7,520
経常利益		147,919	220,611	135,647	130,407	▲29,821
特別損益		17,619	3,242	19,555	▲116,314	108,913
税引前当期利益		165,538	223,853	155,202	14,093	79,092
法人税等		60,999	61,666	39,367	37,502	30,755
当期剰余金		104,539	162,187	115,835	▲23,409	48,337

(3) 課 題

① 担い手の確保

- ・技能職員を安定的に確保することが必要である。
- ・他産業と比較して低い賃金水準を改善し、人材を定着させることが必要である。
- ・冬期間における技能職員の雇用を確保する仕組みづくりが必要である。
- ・森林施業プランナーを育成・確保し、施業計画の質と量を高めることが必要である。
- ・高齢化が進む職員の後継者を育成し、管理職層の世代交代を進めることが必要である。

② 脆弱な経営基盤

- ・経営面積を拡大し、収益基盤を強化することが必要である。
- ・安定した事業量を確保し、経営の持続性を高めることが必要である。
- ・組合員の組合離れを防ぎ、組合への信頼と関与を高める取組が必要である。
- ・組合員の森林施業を増やし、請負事業への過度な依存から脱却することが必要である。
- ・地域の一般林業事業体及び異業種との協働体制の確立や、森林組合としての優位性を活かした事業活動の強化が必要である。

③ 生産性の低さ

- ・事業地の拡大と高性能林業機械の導入を進め、作業の効率化・省力化を図ることが必要である。
- ・素材生産量を増加させ、収益性を向上させることが必要である。

④ 森林資源の循環保全

- ・主伐と再造林を一体的に推進し、森林資源の循環を確立することが必要である。

3 基本方針

森林組合は地区ごとに定めた構想の実現に向け、関係機関と連携して課題解決や事業連携等を推進しながら、森林組合のあるべき姿を目指していく。

<森林組合のあるべき姿>

- 森林資源の循環利用を通じて、森林の多面的機能を発揮し、地域林業の持続的な発展を支える組織
- 組合員への利益還元と職員の待遇改善を図りながら、中山間地域における雇用と森林整備の担い手として、経済性と公共性を両立する自立的で持続可能な組織運営体制を確立し、継続する組織

4 推進体制

(1) 全県協議会

① 構成員

地区森林組合連絡協議会、県森林組合連合会（事務局）、県（林政課、地域機関）、県市町村林政振興協議会、農林中央金庫

② 検討内容

基本構想の実現に向け、各地区の取組状況や全国事例等を共有し、各地区の課題解決に向けた検討等を行う。

また、検討状況により、必要に応じて基本構想を見直す。

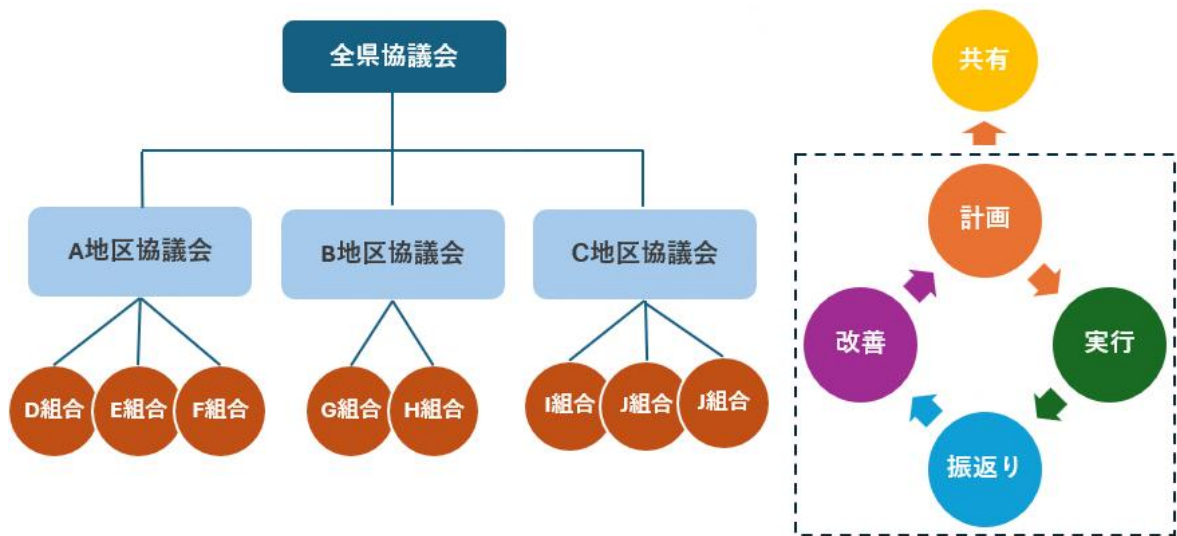
(2) 地区協議会

① 構成員

森林組合（事務局）、県森林組合連合会、県（地域機関）、市町村

② 検討内容

地区内の森林組合が、県森林組合連合会の助言・支援を受けて、地区毎に定めた合併・事業連携等による経営基盤強化構想（以下「地区構想」という）の実現に向けた研究・勉強の場を設け、各地区の実情に応じたプロセスを踏みながら県や市町村の協力を得て、課題解決方法等を検討し実践する。



地区別の経営基盤強化構想

※地区構想については、必要に応じて見直すものとする。

地区	森林組合	地区構想
岩船郡	村上市	3 森林組合はそれぞれ単独強化を図りながら事業連携等に取り組みつつ、合併の可能性について検討していく。
	いわふね	
	関川村	
新潟	中蒲みどり	中蒲みどり森林組合と東蒲原郡森林組合は南蒲原森林組合を含めた合併を目指し、さくら森林組合は単独強化、事業連携等に取り組む。
	東蒲原郡	
	さくら	
中越	南蒲原	3 森林組合が単独強化を図りながら事業連携等に取り組みつつ、南蒲原森林組合は中蒲みどり森林組合との合併の可能性を検討していく。
	中越よつば	
	柏崎地域	
魚沼	魚沼市	5 森林組合は単独強化を図りつつ、事業連携等に取り組みながら、将来の合併について検討していく。
	湯之谷地域	
	十日町地域	
	津南町	
	南魚沼	
上越	ゆきぐに	4 森林組合はそれぞれ経営基盤強化を図るため、事業連携等に取り組みつつ、将来の4 森林組合の目指すべき姿について、継続して協議していく。
	くびき野	
	頸南	
	ぬながわ	
佐渡	両津東部	4 森林組合が合併して、佐渡島内1 森林組合を目指す。
	佐渡	
	新穂	
	南佐渡	